



1990-2020 年期日本の女性運動とクオータ制 : 当該期日本の女性運動は政治分野におけるクオータ制の導入を求めたのか

大畑, 正弘

(Citation)

国際協力論集, 32:89-102

(Issue Date)

2024-12-20

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100492607>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492607>



[論 説]

1990—2020 年 期日本の女性運動とクオータ制

— 当該期日本の女性運動は政治分野におけるクオータ制の導入を求めたのか —

大畑 正弘*

はじめに

政治分野における女性の過少代表の改善に関して、日本は、先進資本主義国（G7）中で最も低位の達成状況¹となっている。この点について、辻村みよ子は、「諸外国ではクオータ制など効果的なポジティブ・アクションを活用しているのに対して、日本では取組みが“鈍い”」²からだとし、川橋幸子は、「1995年北京会議以降、世界各国にクオータ制の導入が進み、女性の政治参画が急速に進んだ」³と述べている。

では、日本ではなぜその時期にクオータ制の導入が実現しなかったのか。この問いに迫るための第一歩として、本稿では、他国においてクオータ制実現の際に大きな役割を果たしたとされる女性運動⁴の動きは、日本ではどうだったのか、1990—2020年 期日本の女性運動は政治分野におけるクオータ制の導入を求めたのか否か、この点を残された資料によって検証してみたいと考える。

第1章 先行研究

ではまず、他国においてクオータ制実現時に大きな役割を果たしたとされる女性運動であるが、その点について、先行研究の確認から始めよう。

三浦まりは、2013年の「クオータ制と日本の課題」という論文の中で、Krookの著書⁵を典拠として、「クオータはすでに100カ国で実施されていることから、どのような政治的条件がその導入を促すかに関して研究の蓄積がある。強力な女性運動、政治的エリートの戦略的判断とそれを促す女性票の存在、国際圧力、政治文化・規範との親和性がほぼ通説となっている」⁶と述べる。そしてその上で、「まず何よりも、女性運動の盛り上がりが不可欠である。政治家は女性議員の増加に好意的あるいは積極的であっても、候補者選出の自由度を奪うクオータにはなかなか踏み切れないものである。女性運動の粘り強い働きかけなしにクオータが導入されることはまずないであろう」と「強力な女性運動」の存在と、「女性運動の盛り上がりが不可欠」であることを強調する。そしてこれが、三浦だけの見解にとどまらないことは、「女性の政治的過少代表の

* 神戸大学大学院国際協力研究科博士課程後期課程

改善を目的とするジェンダー・クオータを正面から取り上げた日本初の研究書⁷と評される三浦まり・衛藤幹子編著(2014)『ジェンダー・クオーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』所収の衛藤幹子⁸、石田久仁子⁹、申琪榮¹⁰などの論考等によっても確認できる。

また、村上彩佳も、Dahlerupの2006年の著書¹¹を典拠に「クオータ要求運動は、クオータに対する社会的・政治的な合意を作り上げる。とりわけ、政治エリートや政党がクオータの導入に消極的であったり、国際的なクオータの伝播が国の政策に影響を与えにくかったりする場合には、国内の女性運動がクオータの導入を促す(Dahlerup 2006)。前述の2つの導入因が機能しにくい日本においても、国内の女性運動が有効だと考えられる¹²と述べている。

では、この時期の日本の女性運動の動向はどうだったのか。この点について、岩本美砂子は、2007年に「クオータが論じられない日本政治の不思議」と論文¹³の表題に掲げ、三浦まりと衛藤幹子は2014年に、「日本でクオータが初めて取り上げられたのは、1990年代初め、衆議院議員選挙制度改革をめぐる女性議員や女性団体の議論のなかであった。制度改革の焦点になった中選挙区から小選挙区への移行が女性の立候補や当選にとって不利になることを危惧した女性団体が女性議員や有識者を招いて開催した集会で、クオータ導入の是非が議論された。しかしながら、議論の端緒が開かれてまもなく、小選挙区比例代表並立制を骨子とする新選挙制度が成立し(1994年)、クオータをめぐる議論は立ち消えになった¹⁴と述べているが、果たして実態はどうだったのか。これらのクオータ制に関する言説については、残念ながら証拠が添えられての議論ではないために確認のしようがない。また、この点について、実証した先行研究も、管見では見当たらない。

そこで本稿では、岩本(2007)や三浦・衛藤(2014)が前記部分で言及したように、本当に「クオータが論じられない」状態だったのか、「議論の端緒が開かれてまもなく、小選挙区比例代表並立制を骨子とする新選挙制度が成立し(1994年)、クオータをめぐる議論は立ち消えになった」という理解で正しいのかどうか

という事も含めて、他国においてクオータ制実現の際に大きな役割を果たしたとされる女性運動の動きは日本ではどうだったのか、当該期日本の女性運動は政治分野におけるクオータ制の導入を求めたのか、求めなかったのか、この点を実証的に確認してみたいと考える。

本稿の以下の構成と概要を示すと次のようになる。

第2章ではまず、クオータ制が女性学やフェミニズム等を含む女性運動の中でどのように扱われ、認識されていたのかを確認する。そしてその上で、第3章では、公益財団法人市川房枝記念会が1958年7月の創刊以来、ほぼ隔年で発行し続けている『全国組織女性団体名簿』¹⁵の各年版中の各団体の「目的と主な活動/事業」「今年度の活動方針」欄の記載の分析を通じて、言い換えるならば、『全国組織女性団体名簿』を資料として用いた全国的な女性運動¹⁶の概括的な分析を通じて、この時期の日本の女性運動が、政治分野におけるクオータ制の導入実現を求めたのかどうかの確認を行う。そして、「おわりに」において、本研究の残された課題についても言及して本稿を終えたいと考えている。

第2章 クオータ制に対する女性学・フェミニズム等の女性運動の側の理論面での非積極性

1993年から1995年にかけて、女性学やフェミニズム等の女性運動の成果を反映したまとまった企画が相次いで実現した。そしてそれらは、「80年代以後女性学の伸展は目覚ましく〔中略-引用者〕日本の女性学の主たる成果は『フェミニズム・コレクション』全3巻(93年)、『日本のフェミニズム』全7巻・別巻1(94-95年)に収録されている¹⁷と評された。では、それぞれの企画の中で、クオータ制はどう認識され扱われていたのかを順にみていこう。

(ア)『フェミニズム・コレクション』(全3巻、勁草書房)のケースについて

表1に見られるように、このシリーズ(全3巻)は、加藤秀一、坂本佳鶴恵、瀬地山角という3人の社会学者の編集になり、「ウーマンリブ後の日本のフェミニ

表1 『フェミニズム・コレクション』（全3巻）の各巻情報

	書名	解説	出版年・月	
			年	月
1	『フェミニズム・コレクションⅠ—制度と達成』	瀬地山 角	1993	8
2	『フェミニズム・コレクションⅡ—性・身体・母性』	加藤秀一	1993	11
3	『フェミニズム・コレクションⅢ—理論』	坂本佳鶴恵	1993	12

[出典] 各巻の情報より筆者が作成。

ズムの軌跡をトレースし、その言説を取録する形で、誰でも読める入門書に仕立てようという意図の下につくられたもの¹⁸であり、第1巻:制度と達成、第2巻:性・身体・母性、第3巻:理論の各テーマに分けて重要論文が取録されている。内容的には、「ウーマンリブ以降の（主として八〇年代以降の）日本のフェミニズムについて、一通りの知識が得られるようになって」¹⁹いて、各巻には、編者たちの解説も付されている。しかし、問題関心が、「（主として八〇年代以降の）日本のフェミニズムについて、一通りの知識が得られるように」、「リブ以降の日本のフェミニズムの到達点を示す」²⁰という点にあり、本稿の課題であるクォータ制への言及は見られなかった。

(イ) 『日本のフェミニズム』（全7巻+別冊1巻、岩波書店）のケースについて

井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・天野正子という当時のフェミニズムや女性運動の中心にいた人々によって連名で書かれたシリーズ刊行の趣旨は以下のとおりである²¹。

編集にあたって

井上輝子／上野千鶴子／江原由美子／天野正子
一九七〇年のリブの誕生から約四半世紀を経過し、日本の第二波フェミニズムも、ようやくその歴史的展開を回顧し、つぎの時代を展望する新たな時期を迎えました。二〇世紀後半、最大の社会運動であり社会思想であったフェミニズムは、その達成をあとづけ、ふりかえるだけの蓄積と経験を積み重ねてきました。私たちは今、フェミニズムを、その絶

えまない歴史的な歪曲や誤解のなかから救いだし、日本のフェミニズムとはいったい何だったのかを、もう一度批判的に捉えなおすべき時を迎えていると言ってもよいでしょう。

日本のフェミニズムは、その文化的土壌や歴史的背景のもとに、固有の存在理由を持っています。しばしば誤解されているようですが、日本のフェミニズムは欧米の借り物でも輸入品でもありません。世界の女たちが国境を越えていっせいに声をあげたように、日本の女たちも、固有の経験を自分たちのことばで表現し、フェミニズムの思想的達成に貢献してきたと言えます。

私たちはこのアンソロジーを編集するにあたり、七〇年代以降、日本語でオリジナルに書かれたフェミニズム思想のなかから、従来の知を組み替える力を持った文章を選び出すことを通じて、「日本のフェミニズム」の財産目録をつくることを試みました。「女の経験」が思想化されたこの達成が、性別や世代、国籍、文化の違いを越えて一人でも多くの読者に共有されることを願っています。そして、この歴史の水脈を汲み上げる作業が、女性をめぐる現在のさまざまな課題にとりくむ契機につながることを、願ってやみません。

一九九四年 秋

(下線は引用者)

各巻の構成は表2の如くなっている。これは、上記引用資料文中にあるように、「日本の第二波フェミニズムも、ようやくその歴史的展開を回顧し、つぎの時代を展望する新たな時期を迎え」るに至ったという状況の中で、「『日本のフェミニズム』の財産目録をつくることを試み」た結果生まれた「『女の経験』が思想化された」「達成」であり、各巻に編者による解説がつけられている。本シリーズは、「二〇世紀後半、最大の社会運動であり社会思想であったフェミニズム」が、「その達成をあとづけ、ふりかえるだけの蓄積と経験を積み重ねて」くる中で、その成果を「アンソロジー」という形でまとめたものであり、「日本の

表2 『日本のフェミニズム』の各巻情報

	『日本のフェミニズム』	解説	出版年・月	
			年	月
1	リブとフェミニズム	上野千鶴子	1994	11
2	フェミニズム理論	江原由美子	1994	10
3	性役割	井上 輝子	1995	1
4	権力と労働	天野 正子	1994	12
5	母性	江原由美子	1995	3
6	セクシュアリティ	上野千鶴子	1995	2
7	表現とメディア	井上 輝子	1995	4
別冊	男性学	上野千鶴子	1995	5

[出典] 『日本のフェミニズム』の各巻より筆者が作成。

フェミニズムは欧米の借り物でも輸入品でもありません。世界の女たちが国境を越えていっせいに声をあげたように、日本の女たちも、固有の経験を自分たちのことばで表現し、フェミニズムの思想的達成に貢献してきたと言えます」とフェミニズムの達成を強調している。

しかしながら残念なのは、女性の政治参画に関する内容を扱った独立巻が存在せず、それに最も近いと考えられる『日本のフェミニズム4 権力と労働』においても、この点に関する論考は、金井淑子「女性と政治－政治のオルタナティブにむけて」という1989年秋に出版された論考の1本のみ。そして天野正子の解説『「オルタナティブ」の地平へ』においても、「なお、『女性と政治』について重要なのは、女性の政治参画により何が主題化され、どのような政策が提示されるに至ったかという政策過程（『政治のオルタナティブ化』）の考察だが、この視点からの研究や調査はまだはじまったばかりである」²²と述べられ、結局、金井論文初出時の1989年と、この本の出版時の1994年間の時間的空白は埋められず、解説の末尾に「文献⑩」として6本の文献²³が紹介されて終わり、という事になっている。

つまりこの本の出版に先立って、55年体制が終了し、それと前後して、1992年2月には「全国フェミニスト議員連盟」が活動を開始。1994年度の活動方針では「クォータ制の必要性を政党はもとより、国民一般に訴える」²⁴と記述するとともに、日本新党²⁵や細川連立内閣もクォータ制推進の提起を行っていたにもかかわらず

表3 『新編 日本のフェミニズム』の各巻情報

	『新編 日本のフェミニズム』	解説	出版年・月	
			年	月
1	リブとフェミニズム	上野千鶴子	2009	5
2	フェミニズム理論	江原由美子	2009	11
3	性役割	井上 輝子	2009	7
4	権力と労働	大沢 真理	2009	8
5	母性	江原由美子	2009	4
6	セクシュアリティ	上野千鶴子	2009	10
7	表現とメディア	井上 輝子	2009	3
8	ジェンダーと教育	天野 正子	2009	1
9	グローバルイゼーション	伊藤 るり	2011	1
10	女性史・ジェンダー史	加納実紀代	2009	2
11	フェミニズム文学批評	斎藤美奈子	2009	9
12	男性学	伊藤 公雄	2009	12

[出典] 『新編 日本のフェミニズム』の各巻より筆者が作成。

なお、斜体の太字部分は新版になって変更された部分である。

ず、1989年初出の金井論文以後の時間が埋められることはなく、結果として、クォータ制に対する社会的理解拡大のタイミングを逸してしまったのである。

そしてこの点は、2009年の『新編 日本のフェミニズム』（全12巻）の発行の際には、表3のように4巻増刊されて若干改善されるのだが、「旧版はそのまま残し」²⁶た上での「増補新版」、編集・解説には新たな人の登用も行う、ということだったので当然限界が存在した。

例えば旧版と同じく、依然として女性の政治参画やクォータ制の推進について1巻が割かれることはなかったし、新収録論文や新たに編集を行った大沢真理の解説「女性の抵抗が世界を持続可能にする」（第4巻）においても、「参考文献・読書案内、【増補編】」として旧版出版時以降の「ジェンダー平等政策」に関連する著作が列挙されたものの、女性の政治参画やクォータ制についての新たなまとまった記述は見られなかった。

(ウ) 女性学／フェミニズム関係の代表的な事典²⁷ 中のクォータ制の扱いについて

クォータ制に対する非積極的な姿勢は、井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編（2002）『岩波女性学事典』の中でも確認できる。本の

帯に「日本の女性学、フェミニズム初の事典」「女性学・フェミニズムに関心を持つすべての人々のために」と記されたこの事典の中で、「クオータ制」は、「項目」が全部で 858 あるにもかかわらず独立のそれとして立てられることはなく、巻末の「和文索引」の中にかろうじて登場する。そしてそれらは、「023 アファーマティブ・アクション」「410 女性の政治参加促進運動」「706 フェミニズム法学」の三つの「項目」の記述の一部として登場するにとどまっている。

また、その中の項目 410 の記述においては、「クオータ制には 2 種類あり、2000 年フランスで成立した候補者の半数を女性にするパリテ法などのように、法律により強制的に女性候補あるいは女性議員を増やすものと、日本の全国フェミニスト議員連盟が提唱し、またスウェーデンの社会民主党やノルウェーの労働党が実施しているような、政党が自発的に候補者に占める女性の割合を一定率にするものがある」が、「いずれの場合でもクオータ制は女性議員を急速に増やすには効果的であるが、フェミニズム運動が盛んでない国において、クオータ制を実施するのは容易ではない」²⁸と非積極的な姿勢が示されるにとどまっている。

そしてその後、2008 年 1 月に、吉川弘文館より「日本女性史のすべて!!」「〈女性史〉が切り拓く新しい歴史像」「最新・最大の女性史辞典の決定版!／総項目 3100 余〈書き下ろし〉」²⁹と銘打たれた 932 頁余に及ぶ『日本女性史大辞典』が刊行されるが、その中でもクオータ制は項目としてたてられず、最終的に、「クオータとパリテ」という並立的な形ではあるが、独立項目としてたてられることが実現するのは、ずっと後の 2024 年 1 月、『ジェンダー事典』の中において³⁰という事になるのである。

第 3 章 全国組織の女性団体の活動におけるクオータ制導入の位置付けについて

(『全国組織女性団体名簿』の各年版の記述より)

では次に、各年版の『全国組織女性団体名簿』を資料として用いて、「全国的に会員を有し、継続的に活

動を行っている」³¹各団体が、クオータ制の導入をどのように自らの団体の活動に位置付けていたのか（位置付けていなかったのか）について見ていこう。

利用するのは、各年版の『全国組織女性団体名簿』の中の、各団体が自らの活動について述べた「目的と主な活動／事業」³²「今年度の活動方針」の部分の記述である。女性運動も含めて通常、各社会運動団体では、自らの団体の目的を内外に明示するとともに、1 年ごとに各年の「活動方針」を定め、その実現をめざして活動していくことが多く見られる。ここでは「目的と主な活動／事業」「今年度の活動方針」がその反映であると測定して分析した。

表 4 は、各年版の『全国組織女性団体名簿』の「目的と主な活動／事業」と「今年度の活動方針」部分に、クオータ制導入の記述があるかないかを調べて作成した一覧表の中から、「目的と主な活動／事業」「今年度の活動方針」においてクオータ制の導入実現を旨ざすことを明言した団体を抜粋したものである。

ちなみに表 4 の A 欄は、各団体の「目的と主な活動／事業」、B 欄は、「今年度の活動方針」に対応するようになっており、表中の番号の 0 はクオータ制の導入を旨ざす記述なし、1 は少しはあるが明確なものではない、2 は明確にクオータ制の導入を旨ざす記述ありとして、表記し分けている。また、空欄は、その年度の冊子にその団体のページがない、「-」は、その団体のページは存在するものの未回答で「調整中」というものである。

まず、この表 4 をみて指摘できるのは、表 5、表 6 で示す、バックラッシュへの対抗の場合との対照性である。

「第二期バックラッシュ」³³への対抗の場合、表 5、表 6 の 2004-2008 年版を見ると、「男女共学・ジェンダーへの『バックラッシュ』にたいして毅然とたたかう」³⁴と表明した「家庭科教育研究者連盟〈家教連〉」を孤立化させることなく、「国際婦人年連絡会」³⁵が動き、『女性 2000 年 NGO 行動目標』を基に政策方針参画、教育・マスメディア、労働、家族・福祉、平和、環境・開発の各分野にわたり、バックラッシュに屈せ

ず21世紀の男女平等・開発・平和への実現に取り組む³⁶と、しっかりとフォローしている様子が見て取れる。

それに対して、クオータ制の導入については、表4の記載に基くと、1990年版、1992年版では導入主張記載団体ゼロ、1994年版以降も、1995年の北京会議の前後³⁷を除くと、100団体前後で推移する全国組織の女性団体の中で、長らく「全国フェミニスト議員連盟」だけが導入主張を記載するという状態が続く。そしてようやくそういった状況に変化が生じるのが2014年版以降のことである。

2014年版以降、「クオータ制を推進する会〈Qの会〉」³⁸

と「全国フェミニスト議員連盟」が2014-2020年版の全ての年版でクオータ制の導入を記載するとともに、表7、表8に見られるように、「全国フェミニスト議員連盟」は、それ以前の記載内容であった“各政党はクオータ制を導入して各政党内の決定機関や議員の構成比率の「40%を女性に」せよ”というのを、その数値目標を段々に引き上げて、2014年版では「40%以上を女性に」、2016年版では「50%を女性に」としていくのであった³⁹。また、「日本婦人有権者同盟」（2014年版）や「国際女性の地位協会」（2020年版）も導入実現を記載し、政党関係では、「社会民主党〈SDP社

表4 『全国組織女性団体名簿』各年版にみるクオータ制の検討・導入実現を記載した団体

団体名	各年版												2012年版は発行されず			
	1990 1992 1994 1996 1998 2000 2002 2004 2006 2008 2010												2014	2016	2018	2020
	発行年月日												2014.12	2016.12	2018.10	2021.4
	調査時期												2014.8-11	2016.7-10	2018.7-9	2020.8-9
	調査団体数												94	95	95	94
	団体名の成立時期/AB区分												A B A B A B A B A B A B A B A B A B A B A B	A B A B A B A B A B		
日本婦人有権者同盟	1945.11.3												0	0	0	0
全国フェミニスト議員連盟	1992.2.15												0	2	0	2
クオータ制を推進する会 (Qの会)	2012.6												2	2	2	2
社会民主党 (SDP 社民党) (女性局/女性市民委員会/女性委員会/女性・青年・市民委員会/女性青年委員会/女性青年局/女性局)	1996.1.19/2000年版~/2002年版~/2004年版~/2006年版~/2014年版~/2018年版~															
民社党 [本部女性局/女性局]	1990.4/1994年版												0	0	0	0
新進党 [女性局]	1994.12.10															
新党平和 [女性局]	1998.1.4															
民主党 [男女共同参画委員会/男女共同参画推進本部/男女共同参画推進会議]	1998.4.27/2005.12.7/2009.11.9												0	0	0	0
民進党 [男女共同参画推進本部]	2016.3.27													0	2	
国民民主党 [男女共同参画推進本部]	2018.5.7														0	0
立憲民主党 [ジェンダー平等推進本部]	2017.10														0	1
国際女性の地位協会 (JAIWR)	1987.9.20												0	0	0	0
	1の個数												0	0	0	0
	2の個数												0	0	0	0
	合計 (1 + 2)												0	0	0	0

[凡例] A欄:「目的と主な活動/事業」、2:クオータ制の導入を明言、1:クオータ制の導入を検討する等、0:全くなし。空欄:冊子に記載なし。
B欄「今年度の活動方針」、2:クオータ制の導入を明言、1:クオータ制の導入を検討する等、0:全くなし。空欄:冊子なし。
団体名や担当部署が途中で一部変わっている場合は、例えば「民主党 [男女共同参画委員会/男女共同参画推進本部/男女共同参画推進会議]」⇒「1998.4.27/2005.12.7/2009.11.9」といった形で、/を用いて、それぞれの名称の開始時期を、『全国組織女性団体名簿』に依拠して書き分けた。
[出典] (公財) 市川房枝記念会女性と政治センター編『全国組織女性団体名簿』の各年版より筆者が作成。なお、2012年版は発行されなかった。
また、民社党部分については、榎本捨三・渡辺敏夫 (1992)『民社党三十五周年史』民社党三十五周年史頒布会、606頁、617頁で補った。

表5 『全国組織女性団体名簿』各年版にみるバックラッシュへの対抗を記載した団体

団体名	各年版												2012年版は発行されず			
	1990 1992 1994 1996 1998 2000 2002 2004 2006 2008 2010												2014	2016	2018	2020
	発行年月日												2014.12	2016.12	2018.10	2021.4
	調査時期												2014.8-11	2016.7-10	2018.7-9	2020.8-9
	調査団体数												94	95	95	94
	団体名の成立時期/AB区分												A B A B A B A B A B A B A B A B A B A B A B	A B A B A B A B A B		
家庭科教育研究者連盟 (家教連)	1966.8.26												0	0	0	0
女性連帯基金 (WSF)	1998.6.1															
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会 (国際婦人年連絡会)/国際婦人年連絡会	1975.12.1/2001.												0	0	0	0
新社会党 (女性委員会)	1996.1.1															

[凡例] A欄:「目的と主な活動/事業」、2:バックラッシュへの対抗を明言、1:反バックラッシュへ協力の姿勢あり、0:バックラッシュへの言及なし。空欄:冊子に記載なし。
B欄「今年度の活動方針」、2:バックラッシュへの対抗を明言、1:反バックラッシュへ協力の姿勢あり、0:バックラッシュへの言及なし。空欄:冊子に記載なし。
団体名や担当部署が途中で一部変わっている場合は、例えば「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会 (国際婦人年連絡会)/国際婦人年連絡会」⇒「1975.12.1/2001.」といった形で、/を用いて、それぞれの名称の開始時期を、『全国組織女性団体名簿』に依拠して書き分けた。
[出典] (公財) 市川房枝記念会女性と政治センター編『全国組織女性団体名簿』の各年版より筆者が作成。

民党〔女性青年局／女性局〕(2014-18年版)、「民主党〔男女共同参画委員会〕(2014年版)、「民進党〔男女共同参画推進本部〕(2016年版)、「国民民主党〔男女共同参画推進本部〕(2020年版)、「立憲民主党〔ジェンダー平等推進本部〕(2018-20年版)の各政党も、次々とクォータ制の導入を目指すことを記載した。

しかしここであえて言及しておきたいのは、先にも述べたように、バックラッシュへの対応時との違いで

ある。別言すれば、「クォータ制を推進する会(Qの会)」の役員団体が10で賛同団体数が当初の40団体超から60団体超になった⁴⁰と言っても、肝心の全国的な女性団体がバックラッシュに対抗する時のような動き方をしていない。即ち、傘下に多くの有力な加盟団体を持つ「国際婦人年連絡会」もしくはそれに相当するような全国的な女性団体に、クォータ制導入実現に向けての積極的な動きがほとんど見られないのである。つま

表6 バックラッシュへの対抗を記載した団体の記載内容一覧

団体名	各年版	表5中のA・B区分	表5中の評価	記載内容	掲載頁
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2004	B	2	「男女共学・ジェンダーへの『バックラッシュ』にたいして毅然とたたかう」	38
女性連帯基金〈WSF〉	2004	B	1	「条例制定やバックラッシュの動き等に関する情報の収集と発信」	19
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会〈国際婦人年連絡会〉／国際婦人年連絡会〈IWYLG〉	2004	B	2	「『女性2000年NGO行動目標』を基に政策方針参画、教育・マスメディア、労働、家族・福祉、平和、環境・開発の各分野にわたり、バックラッシュに屈せず21世紀の男女平等・開発・平和への実現に取り組む」	45
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2006	B	2	「教育基本法『改正』に反対し、ジェンダーバックラッシュや国策に沿った記述が増えている問題点を明らかにし、教科書を乗り越えた実践を広める」	38
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会〈国際婦人年連絡会〉／国際婦人年連絡会〈IWYLG〉	2006	B	2	「『2005年NGO日本女性大会』で採択された活動方針を基に政策方針参画、教育・マスメディア、労働、家族・福祉、平和、開発、憲法、国際・開発の8分野にわたり、バックラッシュに屈せず21世紀の男女平等・開発・平和への実現に取り組む」	45
新社会党〔女性委員会〕	2006	B	2	「『男女共同参画社会基本法』の精神を生かした条例づくりを各地域で積極的に進め、行政によるジェンダーフリーなどへのパッシングに対抗する」	53
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2008	B	2	2006年版の記載内容と同じ。	37
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会〈国際婦人年連絡会〉／国際婦人年連絡会〈IWYLG〉	2008	B	2	2006年版の記載内容と同じ。	44
新社会党〔女性委員会〕	2008	B	2	「『男女共同参画社会基本法』の精神を生かした条例づくりを各地域で進め、行政によるジェンダーフリーなどへのパッシングに対抗する」	52
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2010	B	2	2006年版の記載内容と同じ。	37
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会〈国際婦人年連絡会〉／国際婦人年連絡会〈IWYLG〉	2010	B	2	「『2005年NGO日本女性大会』で採択された活動方針を基に政策方針参画、教育・マスメディア、労働、家族・福祉、平和、開発、環境の6分野にわたり、バックラッシュに屈せず21世紀の男女平等・開発・平和への実現に取り組む」	44
新社会党〔女性委員会〕	2010	B	2	「『男女共同参画社会基本法』の精神を生かした条例づくりを各地域で進め、行政によるジェンダーフリーなどへのパッシングをやめさせる」	52
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2014	B	2	2006年版の記載内容と同じ。	63
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2016	B	2	2006年版の記載内容と同じ。	64
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2018	B	2	「教育基本法『改正』及び家庭教育支援法(案)に反対し、ジェンダーバックラッシュや国策に沿った記述が増えている問題点を明らかにし、教科書を乗り越えた実践を広める」	61
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2020	B	2	2018年版の記載内容と同じ。	60

〔出典〕各年版の『全国組織女性団体名簿』より筆者が作成。

り、クオータ制の導入実現に向けて、三浦（2013）が言うところの、「強力な女性運動」の存在や、「女性運動の盛り上がりが不可欠」という点では、『全国組織女性団体名簿』2014年版以降で観察できた状況も、まだまだ十分だとは言えない状態なのである。

おわりに

では最後に、「他国においてクオータ制実現の際に大きな役割を果たしたとされる女性運動の動きは、日本ではどうだったのか、1990-2020年日本女性運動は政治分野におけるクオータ制の導入を求めたのか否か」という「はじめに」で掲げた問いに答えて本稿を終えることにしよう。

本稿では、第1章でクオータ制の導入実現にとって、

女性学、フェミニズム、女性団体の活動等を含む「強力な女性運動」の存在と、「女性運動の盛り上がり」が不可欠である事を確認した。その上で、第2章でクオータ制に対する女性運動の側の理論面での特徴を、第3章では、『全国組織女性団体名簿』の各年版の中の「目的と主な活動／事業」「今年度の活動方針」の部分の記述の分析を通じて、1990年版から2020年版に至る約30年間の「全国的に会員を有し、継続的に活動を行っている」⁴¹女性団体のクオータ制導入実施に対する姿勢を概観した。そして、そこで確認できたのは、理論面、活動面の両面における女性運動の側のクオータ制に対する積極的とは言えない姿であった。

表4、表7、表8の結果が示すように、クオータ制がこの時期を通して全く論じられなかったり、「小選

表7 クオータ制の導入を求めた団体の記載内容一覧（その1）

団体名	各年版	表4中のA・B区分	表4中の評価	記載内容	掲載頁
全国フェミニスト議員連盟	1994	B	2	「クオータの必要性を政党はもとより、国民にいっそう訴えかける」	18
民社党〔女性局〕	1994	B	1	「今年度は特にクオータ制度の導入を検討することにした」	54
全国フェミニスト議員連盟	1996	B	2	「全政党へ、クオータの働きかけを強め、党内の決定機関ならびに議員の 30% を女性にするよう要請行動を続ける」	18
社会民主党〔女性局〕	1996	A	2	「党則第3条で、女性及び社会的に弱い立場の人たちの政治参画を推進するため各級議員の候補者、全国大会代議員、全国代表者会議代表者及び役員に女性及び社会的に弱い立場の人たちの一定比率を保証するよう、クオータ制の原則を確認した」	55
新進党〔女性局〕	1996	B	2	「(2) 女性議員の増加を図る (3) 政党の役員、候補者、審議会、委員会、行政機関等に女性の登用を目指したクオータ制度の導入を推進するため各方面に協力に働きかける」	57
全国フェミニスト議員連盟	1998	B	2	1996年版の記載内容と同じ。	18
社会民主党〔女性局〕	1998	A	2	1996年版の記載内容と同じ。	55
新党平和〔女性局〕	1998	A	2	「クオータ制の導入など女性の実質的な地位向上をはかる施策を推進していく」	57
全国フェミニスト議員連盟	2000	B	2	「今こそ全政党の、クオータ制の実現を。党内の決定機関ならびに議員の 40% を女性にするよう、要請行動をさらに強める」	16
全国フェミニスト議員連盟	2002	B	2	2000年版の記載内容と同じ。	16
全国フェミニスト議員連盟	2004	B	2	2000年版の記載内容と同じ。	16
全国フェミニスト議員連盟	2006	B	2	2000年版の記載内容と同じ。	18
全国フェミニスト議員連盟	2008	B	2	「各政党に対し、クオータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の 40% を女性にするよう、要請行動を行う」	17
全国フェミニスト議員連盟	2010	B	2	2010年版の記載内容と同じ。	17

〔出典〕各年版の『全国組織女性団体名簿』より筆者が作成。ただし、資料中の太字化と下線は筆者が付与。

表8 クォータ制の導入を求めた団体の記載内容一覧 (その2)

団体名	各年版	表4中のA・B区分	表4中の評価	記載内容	掲載頁
日本婦人有権者同盟	2014	B	1	「2020年までに指導的地位にある女性の比率を30%にする積極的改善措置を求める」	13
全国フェミニスト議員連盟	2014	B	2	「各政党、政治団体に対し、クォータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の <u>40%以上</u> を女性にするよう、要請行動する」	29
クォータ制を推進する会 〈Qの会〉	2014	A	2	「男女共同参画社会の実現に向けて、政治の分野におけるクォータ制を推進することを目的に、①市民へのクォータ制に対する理解及び普及への活動 ②賛同団体の拡大 ③議員（国会・地方議会等を含む）に対し、理解と協働への働きかけ ④政党に対し、クォータ制の実施に向けての要請活動 ⑤行政への理解と立法化等に関する意見交換」	37
	2014	B	2	「①クォータ制に対する理解及び普及のための広報活動及び勉強会・ワークショップ・院内集会等の開催 ②政党・議員への要請及び働きかけ ③賛同団体拡大等 ④活動案内のリーフレット作成 ⑤講師派遣など他団体の活動との連携・支援」	37
社会民主党〈SPD 社民党〉 〔女性青年局〕	2014	B	2	「⑦クォータ制の導入」	82
民主党 〔男女共同参画委員会〕	2014	B	1	「〔クォータ制〕など将来的な女性候補拡大策の検討を進める」	
全国フェミニスト議員連盟	2016	B	2	「②各政党、政治団体に対し、クォータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の <u>50%</u> を女性にするよう、要請行動する。〔中略〕④第4次男女共同参画基本計画にある2020年までにあらゆる政策決定の場に女性を <u>30%</u> にするよう男女平等政策を進める」	29
クォータ制を推進する会 〈Qの会〉	2016	A	2	2014年版の記載内容と同じ。	37
	2016	B	2	2014年版の記載内容と同じ。	37
社会民主党 〈SPD 社民党〉 〔女性青年局〕	2016	B	2	「⑦政治分野における男女共同参画の推進・クォータ制度の導入」	81
民進党 〔男女共同参画推進本部〕	2016	B	2	「女性議員の数を増やす〔クォータ制〕導入に向けた議論を積極的にリードしていく」	84
全国フェミニスト議員連盟	2018	B	2	「①政治分野における男女共同参画推進法の理念を達成するため、各政党、政治団体に対し、クォータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の <u>50%</u> を女性にするよう、要請行動を行う。〔中略〕③男女共同参画社会基本法に基づき、第4次男女共同参画基本計画にある2020年までにあらゆる政策決定の場に女性を <u>30%以上</u> にするよう男女平等政策を進める」	27
クォータ制を推進する会 〈Qの会〉	2018	A	2	「男女共同参画社会の実現に向けて、政治の分野におけるクォータ制を推進することを目的に、市民へのクォータ制に対する理解及び普及への活動。賛同団体の拡大。Qの会として成立に力をつくした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（2018.5成立・施行）を具現化し実効性あるものにするための活動。議員（国会・地方議会等を含む）に対し、理解と協働への働きかけ。政党に対し、クォータ制の実施に向けての要請活動。行政への理解と立法化等に関する意見交換。シンポジウム・勉強会の開催、ロビー活動など。」	37
	2018	B	2	「①政治分野における男女共同参画推進法の理解と普及 ②賛同団体の拡大とネットワークの強化 ③議員（国会・地方議会等を含む）に対し、理解と協働への働きかけ ④政党に対し、クォータ制の実施に向けての要請行動 ⑤行政への要請活動」	37
社会民主党〈SPD 社民党〉 〔女性青年局〕	2018	B	2	「⑦政治分野における男女共同参画の推進・クォータ制度の導入」	77
立憲民主党 〔ジェンダー平等推進本部〕	2018	B	1	「パリテ（男女同数）を目指し、2019年の統一地方選挙、参議院選挙に向けて、女性候補者擁立プランを策定、実施していく」	82
全国フェミニスト議員連盟	2020	B	2	「②政治分野における男女共同参画推進法の理念を達成するため、各政党、政治団体に対し、クォータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の <u>50%</u> を女性にするよう、要請行動を行う。③第四次男女共同参画基本計画の202030が達成できないことを踏まえ、男女平等政策として、 <u>あらゆる政策決定の場で一方の性が40%を下回らない</u> との考え方の共有を進める」	27
クォータ制を推進する会 〈Qの会〉	2020	A	2	2018年版の記載内容と同じ。	37
	2020	B	2	2018年版の記載内容と同じ。	37
国民民主党 〔男女共同参画推進本部〕	2020	B	1	「女性議員を増やすために女性候補者比率35%の達成に向けて取り組みを進める」	79
立憲民主党 〔ジェンダー平等推進本部〕	2020	B	1	「パリテ（男女同数）をめざし、次衆議院選挙に向けて、女性候補者擁立プランを継続的にブラッシュアップし」	81
国際女性の地位協会 〈JAIWR〉	2020	A	1	「クォータ制を推進する会（Qの会）などジェンダー平等をめざす団体との連携」	90

〔出典〕各年版の『全国組織女性団体名簿』より筆者が作成。ただし、資料中の太字化と下線は筆者が付与。

挙区比例代表並立制を骨子とする新選挙制度が成立し(1994年)、クオータをめぐる議論は立ち消えになった⁴²という状態ではないものの、表4に見られるように、クオータ制を導入した他国の場合とは異なり、長らくフェミニスト議員連盟のほぼ単独主張に近い状態、即ち、クオータ制の導入に対して、「強力な女性運動」の存在や、「女性運動の盛り上がり」がない、もしくは十分ではない状態が続くのであった。

ではなぜ女性運動の側は、理論面、活動面の両面に涉って、1990年代初めから「クオータ制を推進する会〈Qの会〉」が成立する2012年までの間、クオータ制導入に対して総じて積極的とは言えない姿であり続けたのか。また、「クオータ制を推進する会〈Qの会〉」成立以降も、「強力な女性運動」の存在と、「女性運動の盛り上がり」という点では、まだまだ十分だとは言えない状態にとどまっているのか。この点については、別途、個別の女性団体の分析や他のファクトを取り上げての更なる実証的な探究が求められよう。

また、今回の『全国組織女性団体名簿』を使っでの分析についても、全国的な女性団体の組織の動向を長期にわたって概観できる資料は管見では他に見当たらず、また1990年～2020年までに存在する全ての冊子を確認したとはいうものの、隔年発行が原則で2012年版については出版されていないという元々の資料上の限界もあり、ラフなスケッチにとどまってしまっている。

これらの点については、新たな資料の発掘も含めて今後の課題として他日を期したい。

謝辞

本稿を作成するにあたり、公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センターの皆様にご資料面でいろいろとお世話になりました。末尾ながら、心よりお礼申し上げます。

参考文献

日本語文献

赤松良子(2022)『男女平等への長い列 私の履歴書』日本経済新聞出版。

天野正子(1994)『「オルタナティブ」の地平へ』天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編/斎藤美奈子編集協力『日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店、1-28頁。

天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編/斎藤美奈子編集協力(2009)『新編 日本のフェミニズム1 リブとフェミニズム』岩波書店。

同前(2009)『新編 日本のフェミニズム2 フェミニズム理論』岩波書店。

同前(2009)『新編 日本のフェミニズム3 性役割』岩波書店。

同前(2009)『新編 日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店。

同前(2009)『新編 日本のフェミニズム5 母性』岩波書店。

同前(2009)『新編 日本のフェミニズム6 セクシュアリティ』岩波書店。

同前(2009)『新編 日本のフェミニズム7 表現とメディア』岩波書店。

同前(2009)『新編 日本のフェミニズム8 ジェンダーと教育』岩波書店。

同前(2011)『新編 日本のフェミニズム9 グローバリゼーション』岩波書店。

同前(2009)『新編 日本のフェミニズム10 女性史・ジェンダー史』岩波書店。

同前(2009)『新編 日本のフェミニズム11 フェミニズム文学批評』岩波書店。

同前(2009)『新編 日本のフェミニズム12 男性学』岩波書店。

石田久仁子(2014)『フランス共和国とパリテ』三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、93-116頁。

井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編/天野正子編集協力(1994)『日本のフェミニズム1 リブとフェミニズム』岩波書店。

同前(1994)『日本のフェミニズム2 フェミニズム理論』岩波書店。

同前(1995)『日本のフェミニズム3 性役割』岩波書店。

同前(1994)『日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店。

同前(1995)『日本のフェミニズム5 母性』岩波書店。

同前(1995)『日本のフェミニズム6 セクシュアリティ』岩波書店。

同前(1995)『日本のフェミニズム7 表現とメディア』岩波書店。

同前(1995)『日本のフェミニズム 別冊 男性学』岩波書店。

岩本美砂子(2007)『クオータが論じられない日本政治の不思議—女性の政治的代表は世界でどのように論じられているか』川人貞史・山元一編『ジェンダーと法・政策研究叢書第8巻 政治参画とジェンダー』東北大学出版会、177-210頁。

岩本美砂子(2021)『百合子とたか子—女性政治リーダーの運命』岩波書店。

WIN WIN 編/赤松良子監修(2013)『クオータ制の実現をめざす』、パド・ウィメンズ・オフィス。

榎本捨三・渡辺敏夫(1992)『民社党三十五周年史』民社党三十五周年史頒布会。

衛藤幹子(2014)『スウェーデンにおける政党型クオータと女性運動』三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、67-92頁。

江原由美子(2009)『知識批判から女性の視点による近代観の創造へ 付 増補編解説 二世紀フェミニズム理論に向けて』天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編/斎藤美奈子編集協力『新編 日本のフェミニズム2 フェミニズム理論』岩波書店、1-44頁。

江原由美子(2022)『持続するフェミニズムのために—グロー

- バリゼーションと「第二の近代」を生き抜く理論へ」有斐閣。
大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人 (2004) 『社会運動の社会学』有斐閣。
加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編 (1993) 『フェミニズム・コレクションⅠ—制度と達成』勁草書房。
同前 (1993) 『フェミニズム・コレクションⅡ—性・身体・母性』勁草書房。
同前 (1993) 『フェミニズム・コレクションⅢ—理論』勁草書房。
金井淑子 (1992) 『フェミニズム問題の転換』勁草書房。
加納実紀代 (2009) 「〈近代〉をひらく」天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編／斎藤美奈子編集協力『新編 日本のフェミニズム 10 女性史・ジェンダー史』岩波書店、1-24 頁。
川人貞史・山元一編 (2007) 『ジェンダーと法・政策研究叢書 第 8 巻 政治参画とジェンダー』東北大学出版会。
川橋幸子 (2020) 「議員立法『政治分野の男女共同参画推進法』制定と市民団体・Qの会の関わり」辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』信山社、115-135 頁。
公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター『全国組織女性団体名簿』（公財）市川房枝記念会女性と政治センター出版部。
[1990 年版、1992 年版、1994 年版、1996 年版、1998 年版、2000 年版、2002 年版、2004 年版、2006 年版、2008 年版、2010 年版、2014 年版、2016 年版、2018 年版、2020 年版] (2012 年版は発行されていない。また、2018 年版と 2020 年版については電子データでの公開となっている。2020 年版については、以下の URL で閲覧が可能である。2018 年版については公開時期が過ぎて公開されていなかったが、公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センターの皆様にお世話になった。https://s43e053bc45ab7af7jimcontent.com/download/version/1622422071/module/10381234068/name/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E5%A5%B3%E6%80%A7%E5%9B%A3%E4%BD%93%E5%90%8D%E7%B0%BF2020%E5%B9%B4%E7%89%88%EF%BC%88ver.20210531%EF%BC%89.pdf 2024.10.29 最終閲覧)。
駒野陽子 (2002) 「国際婦人年連絡会」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『岩波女性学事典』岩波書店、135 頁。
雑賀葉子 (2015) 「〈書評〉三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、2014 年」『ジェンダー研究』第 18 号、119-121 頁。
坂本佳鶴恵 (1993) 「解題」加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編『フェミニズム・コレクションⅢ—理論』勁草書房、2-8 頁。
笹倉尚子・中嶋里美・菅原和子 (1990) 『女が政治を変える—一議員になって世の中変えよう！』新泉社。
申琪榮 (2014) 「韓国における女性候補者クォータ制の成立過程と効果」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、147-175 頁。
双風舎編集部編 (2006) 『バックラッシュ！』双風舎。
辻村みよ子 (2013) 「政治分野のクォータ制推進に向けて」WIN WIN 編／赤松良子監修『クォータ制の実現をめざす』、パド・ウィメンズ・オフィス、86-116 頁。
辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著 (2020) 『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』信山社。
ファー、スーザン／賀谷恵美子訳 (1989) 『日本の女性活動家』勁草書房。
フェミニズム一九九 X 年編集委員会編 (1990) 『「女の時代」を旅する—フェミニズム 1990』ユック舎。
布施晶子『女性運動』『日本大百科全書 (ニッポニカ)』
https://kotobank.jp/word/%E5%A5%B3%E6%80%A7%E9%81%8B%E5%8B%95-1175556 2024.7.18 最終閲覧。
細川護熙編 (1993) 『日本新党 責任ある変革』東洋経済新報社。
三浦まり (2013) 「クォータ制と日本の課題」『国際女性』No.27。
三浦まり (2020) 「候補者均等法が切り拓く未来」辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』信山社、27-43 頁。
三浦まり (2023) 『さらば、男性政治』岩波新書。
三浦まり (2024a) 「クォータとパリティ」ジェンダー事典編集委員会編『ジェンダー事典』丸善出版、348-349 頁。
三浦まり編 (2024b) 『ジェンダー・クォータがもたらす新しい政治—効果の検証』法律文化社。
三浦まり・衛藤幹子編著 (2014) 『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店。
御巫由美子 (2002) 「410 女性の政治参加促進運動」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『岩波女性学事典』岩波書店、241-242 頁。
村上彩佳 (2022) 「クォータと女性運動—日本でクォータを推進する『Qの会』に注目して」牟田和恵編『フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想』松香堂書店、28-39 頁。
https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/88593/feminizm_gender.pdf 2024.8.22 最終閲覧。
目黒依子 (2002) 「国連世界女性会議」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『岩波女性学事典』岩波書店、140-141 頁。
矢澤澄子編 (1993) 『女性社会学者による新社会学叢書 3 都市と女性の社会学—性役割の揺らぎを越えて』サイエンス社。
山口智美・斉藤正美 (2020) 「2000 年代『バックラッシュ』とは何だったのか」『エトセトラ』VOL.4、80-84 頁。
吉澤夏子 (1993) 『フェミニズムの困難』勁草書房。
和田悠・井上恵美子 (2011) 「1990 年代後半～2000 年代におけるジェンダーバックラッシュの経過とその意味」『多文化・共生コミュニケーション論叢』6 号、29-42 頁。
- 英語文献**
Dahlerup, Drude. (2006) *Women, Quotas and Politics*, London & New York: Routledge.
Krook, Mona Lena. (2009) *Quotas for Women in Politics: Gender and Candidate Selection Reform Worldwide*, Oxford: Oxford University Press.
- URL**
WIN WIN の HP (http://www.winwinjp.org/winwin_about/ 2024.10.29 最終閲覧)。
竹山栄太郎【『ジェンダーギャップ指数』日本、2024 年は世界 118 位で低迷続く 政治・経済に課題】『The Asahi Shimbun SDGs ACTION!』<https://www.asahi.com/sdgs/article/15301822> 2024.10.29 最終閲覧。
- 事典類**
井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編 (2002) 『岩波女性学事典』岩波書店。
金子幸子・黒田弘子・菅野則子・義江明子編 (2008) 『日本女性史大辞典』吉川弘文館。
ジェンダー事典編集委員会編 (2024) 『ジェンダー事典』丸善出版。
- 注**
1 G7 諸国中で最下位。ちなみに日本のジェンダーギャップ指数は、2024 年に発表された『Global Gender Gap Report』では 146 カ国中 118 位、政治分野のスコアは、146 カ国中

- の113位であった。
[竹山栄太郎「【ジェンダーギャップ指数】日本、2024年は世界118位で低迷続く 政治・経済に課題」『The Asahi Shimbun SDGs ACTION!』
<https://www.asahi.com/sdgs/article/15301822> 2024.10.29 最終閲覧]。
- 2 辻村みよ子 (2020)「日本の現状とポジティブ・アクションの必要性」辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』信山社、20頁。
 - 3 川橋幸子 (2020)「議員立法『政治分野の男女共同参画推進法』制定と市民団体・Qの会の関わり」辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』信山社、118頁。なお、引用文中の「北京会議」とは、1995年に北京で開かれた第4回国連世界女性会議のこと。「ここで採択された北京行動綱領には同綱領が女性のエンパワーメントに関するアジェンダ(議題)であると明記され、12の重大問題領域における戦略目標と行動が挙げられている」(目黒2002:141頁)。
 - 4 布施晶子は、『日本大百科全書(ニッポニカ)』の「女性運動」の項目の冒頭で、女性運動とは、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を旨とし、男女平等を実現しようとする自覚的かつ社会的な運動をさす」と定義している。本稿においても、この定義に準拠して、女性学やフェミニズム、女性団体の活動等を含む女性に関する様々な活動全般を包括する概念として女性運動という語句を用いることとする。
[<https://kotobank.jp/word/%E5%A5%B3%E6%80%A7%E9%81%8B%E5%8B%95-1175556> 2024.10.29 最終閲覧]
 - 5 Krook, Mona Lena. (2009) *Quotas for Women in Politics: Gender and Candidate Selection Reform Worldwide*. Oxford: Oxford University Press.
 - 6 三浦まり (2013)「クォータ制と日本の課題」『国際女性』No.23、96頁。
 - 7 雑賀葉子 (2015)「〈書評〉三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、2014年」『ジェンダー研究』第18号、119頁。
 - 8 衛藤幹子 (2014)「スウェーデンにおける政党型クォータと女性運動」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、67-92頁。
 - 9 石田久仁子 (2014)「フランス共和国とパリテ」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、93-116頁。
 - 10 申琪榮 (2014)「韓国における女性候補者クォータ制の成立過程と効果」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、147-175頁。
 - 11 Dahlerup, Drude. (2006) *Women, Quotas and Politics*. London & New York: Routledge.
 - 12 村上彩佳 (2022)「クォータと女性運動—日本でクォータを推進する『Qの会』に注目して」牟田和恵編『フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦: オルタナティブな社会の構想』松香堂書店、31頁。
 - 13 岩本美砂子 (2007)「クォータが論じられない日本政治の不思議—女性の政治的代表は世界でどのように論じられているか」川人貞史・山元一編『ジェンダーと法・政策研究叢書第8巻 政治参画とジェンダー』東北大学出版会、177頁。
 - 14 三浦まり・衛藤幹子 (2014)「はじめに」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、7頁。
 - 15 『全国組織女性団体名簿』の創刊当初の名称は『全国組織婦人団体名簿』であったが、1990年版より現行の名称に変更となった。「全国的に会員を有し、継続的に活動している団体を『全国組織』と定義し、「いわゆる女性団体ではないが、女性を多数会員とする団体、労組女性局、団体女性部門、政党女性局、教育調査団体なども含めた」(1990年版の「発刊にあたって」、1頁)、という編集方法は、創刊以来今日に至るまで変わっていない。また、調査票の質問項目も、①所在地、②創立、③代表者、④目的と主な活動(団体によっては「目的と主な事業」)、⑤今年度の活動方針(1958年版、1961年版、1963年版では項目なし。1987年版以前は「今年度の運動方針」)、⑥予算、⑦入会資格(政党の場合は「入党資格」)、⑧会費、⑨現勢、⑩機関誌、⑪国際関係、⑫備考(無い団体もある)と、若干の文言の異同等はあるが、ほぼ一定である。
 - 16 本稿でいう「全国的な女性運動」とは、「全国的に会員を有し、継続的に活動している団体を『全国組織』と定義し」、「いわゆる女性団体ではないが、女性を多数会員とする団体、労組女性局、団体女性部門、政党女性局、教育調査団体なども含めた」(1990年版「発刊にあたって」、1頁)とする『全国組織女性団体名簿』に掲載された全国組織によって行われた運動を意味するものとする。
 - 17 井上輝子「女性学」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編(2002)『岩波女性学事典』岩波書店、212頁。
 - 18 加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編(1993)『フェミニズム・コレクションI—制度と達成』勁草書房、i頁。
 - 19 加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編(1993)『フェミニズム・コレクションI—制度と達成』勁草書房、iii頁。
 - 20 加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編(1993)『フェミニズム・コレクションI—制度と達成』勁草書房、iii-iv頁。
 - 21 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編/天野正子編集協力(1994)『日本のフェミニズム1 リブとフェミニズム』岩波書店、i-ii頁。
 - 22 天野正子(1994)『「オルタナティブ」の地平へ』『日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店、22頁。
 - 23 天野正子(1994)『「オルタナティブ」の地平へ』『日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店、28頁。6本の文献とは、以下のとおりである。
ファー、スーザン/賀谷恵美子訳(1989)『日本の女性活動家』勁草書房。笹倉尚子・中嶋里美・菅原和子(1990)『女が政治を変える—議員になって世の中変えよう!』新泉社。フェミニズム一九九X年編集委員会編(1990)『「女の時代」を旅する—フェミニズム1990』ユック舎。金井淑子(1992)『フェミニズム問題の転換』勁草書房。矢澤澄子編(1993)『女性社会学者による新社会学叢書3 都市と女性の社会学—性役割の揺らぎを越えて』サイエンス社。吉澤夏子(1993)『フェミニズムの困難』勁草書房。
 - 24 『全国組織女性団体名簿』1994年版、18頁。
 - 25 細川護照は、1993年4月発行の編著書の中でノルウェーの事例などを紹介しつつ、「日本新党は、女性の社会進出と政治への積極的参加を政策に打ち出しており、そのことを実現するひとつの手段としてクォータ制を推進する。そのため、党則と運営規則にも、日本の政党として初めてクォータ制を採用した」と述べている。細川護照編(1993)『日本新党 責任ある変革』東洋経済、184頁。
 - 26 天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編/斎藤美奈子編集協力(2009)「増補新版の編集にあたって」同『新編 日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店、vi頁。
 - 27 ここでは、『岩波女性学事典』(2002年)、『日本女性史大辞典』(2008年)、『ジェンダー事典』(2024年)を考察の対象とした。
 - 28 御巫由美子(2002)「410女性の政治参加促進運動」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『岩波女性学事典』岩波書店、241頁。

- 29 金子幸子・黒田弘子・菅野則子・義江明子編 (2008)『日本女性史大辞典』吉川弘文館の帯の文言より。
- 30 三浦まり (2024a)「クオータとパリテ」ジェンダー事典編集委員会編『ジェンダー事典』丸善出版、348-349 頁。
- 31 『全国組織女性団体名簿』1990 年版、「発刊にあたって」1 頁。
- 32 『全国組織女性団体名簿』掲載の団体や年版の違いによって「目的と主な活動」「目的と主な事業」と記述のばらつきがみられるので、本稿ではこの部分については「目的と主な活動／事業」とし、両方を含めるものとする。
- 33 和田悠・井上恵美子 (2011:29 頁) は「第一期バックラッシュ」を 1996 年 5 月～、「第二期バックラッシュ」を 2001 年 10 月～としている。本稿も、その使用法に依拠した。なお、当該期の『全国組織女性団体名簿』誌上において、「第一期バックラッシュ」関連の記述は、見いだせなかった。
- 34 『全国組織女性団体名簿』2004 年版、18 頁。
- 35 『岩波女性学事典』(135 頁) の駒野陽子「国際婦人年連絡会」の記述によると「正式名称は、国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会。国際婦人年の 1975 年 6-7 月にメキシコ・シティで開催された第 1 回国連世界女性会議を受けて、11 月全国組織の女性団体、労働組合婦人部などが集まって東京で日本大会を開催。翌月その決議を実現するために、参加団体が連絡会を結成した。以来、所属団体は国連 NGO 国内婦人委員会ほか常時ほぼ 50 団体。国内行動計画の充実、女性差別撤廃条約早期批准のほか多くの要望書を政府に提出し、政府もこれに対応してきた。発足時の世話人は市川房枝ほか 3 人」となっている。
- 36 『全国組織女性団体名簿』2004 年版、45 頁。
- 37 民社党 (1994 年版)、社会民主党 (1996・1998 年版)、新進党 (1996 年版)、新党平和 (1998 年版) といった政党が一時的に興味を示した。
- 38 「均等法の母」と呼ばれる赤松良子を代表として 2012 年 6 月に成立した「クオータ制を推進する会 (Q の会)」は、中核的な 10 の役員団体を中心に賛同団体の拡大に努めるとともに、「男女共同参画社会の実現に向けて、政治の分野におけるクオータ制を推進することを目的に、①市民へのクオータ制に対する理解及び普及への活動 ②賛同団体の拡大 ③議員 (国会・地方議会等を含む) に対し、理解と協働への働きかけ ④政党に対し、クオータ制の実施に向けての要請活動 ⑤行政への理解と立法化等に関する意見交換」(『全国組織女性団体名簿』2014 年版、37 頁) 等を活発に行った。
- そして、2018 年 5 月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (候補者均等法)」の成立に際しても、「候補者均等法が成立に至った直接的契機は『政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟』が発足したからであり、議連発足の背景には『クオータ制を推進する会』(Q の会) の活動がある」(三浦 2020:29 頁) とされている。
- 発足当初の役員団体は以下の 9 団体である。「(一財) WIN WIN、クオータ制の実現をめざす会、NPO 法人高齢社会をよくする女性の会、国際女性の地位協会、日本婦人有権者同盟 (現、女性参政権を活かす会)、全国フェミニスト議員連盟、(一社) 大学女性協会、(一社) 日本女性科学者の会、認定 NPO 法人日本 BPW 連合会」。(川崎 2020:117-118 頁)。
- 「クオータ制を推進する会 (Q の会)」について詳しくは、WINWIN 編/赤松良子監修 (2013)『クオータ制の実現をめざす』バド・ウィメンズ・オフィス、及び村上彩佳 (2022)「クオータと女性運動—日本でクオータを推進する『Q の会』」に注目して」牟田和恵編『フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想』松香堂書店、28-39 頁を参照のこと。
- また、「均等法の母」と呼ばれた赤松については、『日本
- 経済新聞』に 30 回にわたって連載された「私の履歴書」を中心にまとめられた自伝、赤松良子 (2022)『男女平等への長い列 私の履歴書』日本経済新聞出版、を参照のこと。
- 39 「全国フェミニスト議員連盟」は、表 7、表 8 に見られるように、2014 年版の記載以降クオータの要求内容を引き上げる。具体的には、2000 年版以来ずっと、「今こそ全政党の、クオータ制の実現を。党内の決定機関ならびに議員の 40% を女性にするよう、要請行動をさらに強める」(2000-2006 年版)、「各政党に対し、クオータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の 40% を女性にするよう、要請行動を行う」(2008-2010 年版) と女性を 40% にというのが数値目標だったが、2014 年版では「40% 以上を女性に」、2016 年版では「50% を女性に」と数値目標を引き上げたのである。
- 40 『全国組織女性団体名簿』の 2014 年版 (37 頁) に 43 団体、2016 年版 (39 頁) 55 団体、2018 年版 (37 頁) 65 団体、2020 年版 (37 頁) 63 団体の記載がある。
- 41 『全国組織女性団体名簿』1990 年版、「発刊にあたって」1 頁。
- 42 三浦まり・衛藤幹子 (2014)「はじめに」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クオーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、7 頁。

[ARTICLES]

**The Women's Movement and Quota System of the Period of
1990 to 2020 Year of Japan:
Did the women's movement of Japan of the time ask for
introduction of the quota system in the political field?**

OHATA Masahiro *

Abstract

Japan is a country which has not attained most the improvement of the female too little representation in the political field in an industrialized capitalist nation (G7). Some researchers have said that it is the cause that a quota system was not introduced into Japan to suitable timing. Why wasn't the quota system introduced in Japan at the time?

Although positive work of the women's movement towards quota system realization was said to have contributed to introduction of the quota system greatly in other countries, how was action of the women's movement of Japan of the same time? Did the women's movement of Japan of the time ask for introduction of the quota system in the political field? I used and investigated literature and data of those days, in order to reply to this question.

In Chapter 1, I checked by antecedence research that positive work of a women's movement had played the large role when a quota system was realized in the foreign country. In Chapter 2, I investigated how the quota system would be recognized in the writing of women's studies and feminism those days. In Chapter 3, I conducted general analysis of nationwide Japanese women's movement organizations, using "Directory of National Woman's Organizations in Japan" as data. And I verified whether it was that the nationwide women's movement organizations of Japan of this time asked for introduction of the quota system in the political field. And "finally", I answered to the "first" question of this paper.

The conclusion which I got through analysis of this paper is that the women's movement of the great portion of Japan of the time is continuing taking synthetically the posture which is not positive to introduction of a quota system.

* Doctoral Student, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.